

# 外国人留学生の創業活動の促進

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る  
在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン)

## 見直し前

- 外国人留学生が、在留資格「経営・管理」の要件緩和が受けられる「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」（創業外国人材の特例）を活用するためには、制度上一度帰国することが必要  
(根拠) 国家戦略特別区域法第十六条の六第一項



## ニーズ

- 外国人留学生が日本人と同様に日本国内で創業活動を行うにあたり、帰国することなく創業外国人材の特例を活用し在留資格の切り替えを望む声がある



## 見直し後

- 外国人留学生が帰国することなく、在留資格を「留学」から国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用した「経営・管理」に切り替えることが可能に



## 効果

外国人留学生の創業活動を促進